（新規受付中止商品）総合口座ゆったり物語

（2022 年 5 月 1 日現在）

1. 商品名と概要		・総合口座　ゆったり物語 この商品は 2013 年 7 月 1 日より新規の受付を中止しております。
2. ご利用いただける方		・55 歳以上で既存契約のある個人のお客さま
3. 期間		・普通預金･･･定めはありません。 ・定期預金･･･自由金利型定期預金（M型）、または自由金利型定期預金の期間を適用します。 ・エース預金（年金そな衛門）･･･定めはございません。
4. お預け入れ方法		
	⑴ お預け入れ方法	・普通預金･･･随時お預け入れいただけます。 ・定期預金･･･一括してお預け入れいただきます。 ・エース預金（年金そな衛門） ①「給与天引き」または「普通預金からの自動振替」による毎月定例入金 ※積立期間中の任意積立もできます。 ② 退職金等から一括して預け入れいただけます。
	⑵ お預け入れ金額・商品	・ 普通預金･･･1 円以上 ・ 定期預金･･･１万円以上 ・ エース預金（年金そな衛門）･･･１回当たり 1,000 円以上 ・ 定期預金･･･自由金利型定期預金（M型）、または自由金利型定期預金のみとし、期日指定定期預金の取扱いはできません。
	⑶ お預け入れ単位	1 円単位
	⑷ 自動継続のお取り扱い	・元利継続または元金継続の取り扱いとなります。
5. 払い戻し方法		・普通預金･･･随時払い戻しいたします。 ・定期預金･･･満期日以後に一括して払い戻しいたします。 ・エース預金（年金そな衛門）･･･目標日以降あらかじめ指定を受けた年金支払回数により年金としてお支払いいたします。
6. 利息		
	⑴ 適用金利	・普通預金･･･変動金利。毎日の店頭表示の利率＋0.02％を適用します。 ・定期預金･･･お預け入れ時もしくは自動継続時の自由金利型定期預金（M型）、あるいは自由金利型定期預金の店頭表示の利率＋0.05％を　満期日まで適用します。 ・エース預金（年金そな衛門）･･･各分割預入時もしくは自動継続時の以下の利率を適用します。 【預入金額が 1,000 万円未満の場合】 財形年金預金「ワイド型」の店頭表示の利率＋0.05％を適用します。 【預入金額が 1,000 万円以上の場合】

		自由金利型定期預金の店頭表示利率＋0.05%を適用します。
	⑵ 利払い方法	・普通預金･･･毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日にお支払いいたします。 ・定期預金･･･自由金利型定期預金（M型)、あるいは自由金利型定期預金の利払い方法を適用します。 ・エース預金（年金そな衛門）･･･「32. エース預金（年金そな衛門)」と同様の取扱いとします。
	⑶ 計算方法	・普通預金･･･毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。 ・定期預金･･･自由金利型定期預金（M型)、あるいは自由金利型定期預金の計算方法を適用します。 ・エース預金（年金そな衛門）･･･「32. エース預金（年金そな衛門)」と同様の取扱いとします。
7. 税金		・個人のお客さま･･･20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） ＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
8. 手数料		キャッシュカードによる払い戻しにあたっては、オンライン提携金融機関所定の手数料がかかることがあります。
9. 付加できる特約条項		
	⑴ 当座貸越	・総合口座による当座貸越がご利用いただけます。 (貸越利率は、担保定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率)
	⑵ 家計簿集計サービス	1 か月間の入出金の合計等を印字する家計簿集計サービスのお取り扱いができます。
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い		・定期預金･･･自由金利型定期預金（M型)、あるいは自由金利型定期預金の計算方法を適用します。 ・エース預金（年金そな衛門）･･･エース年金（ワイド型）の計算方法を適用します。
11. 預金保険制度		この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち､元本 1,000 万円までとその利息)で保護されます。
12. 金利情報の入手方法		窓口にお問い合わせください。
13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談･苦情･お問い合わせ)		ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　平日　午前 9 時～午後 6 時 （土日祝日・振替休日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業） なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp/
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談し		・東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-

たい場合）	3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　午前９時～午後５時
15．その他参考となる事項	・定期預金のお預け入れは窓口をご利用ください。ＡＴＭによるお取引は上乗せ金利の対象となりません。

中国労働金庫